

# 直江津港振興基金規約

## (設置)

第1条 直江津港の振興にかかる事業に要する資金に充てるため、直江津港振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (積立て)

第2条 基金として積立てるときは、役員会及び総会の承認によるものとする。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2. 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

## (処分)

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

2. 基金を処分するときは、会長、副会長、常任理事の過半数の承認を得るものとする。
3. 基金を処分したときは、役員会及び総会に報告しなければならない。

## (委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成23年5月30日から施行する。